

## 一般社団法人高砂市観光交流ビューロー運営事業等補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人高砂市観光交流ビューロー運営事業等補助金(以下「補助金」という。)の交付について、高砂市各種事業等補助金交付規則(昭和 47 年高砂市規則第 16 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 補助金は、一般社団法人高砂市観光交流ビューロー(以下「ビューロー」という。)が実施する事業に要する費用の一部を補助することにより、高砂市の観光施策を推進することを目的とする。

### (補助対象)

第3条 市長は、ビューローに対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助金の交付の対象となるもの(以下「補助対象」という。)は、ビューローが行う次に掲げるものとし、その内容は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 広報・PR・プロモーションに関する事業
- (2) 観光案内に関する事業
- (3) 交流・誘客促進に関する事業
- (4) 広域観光に関する事業
- (5) 前各号に掲げる事業の実施に係る事務

3 前項に規定する補助対象に係る経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

4 補助金の額は、前項の規定する補助対象経費のうち必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において市長が定める額とする。

### (補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

| 補助対象                    | 内容                                  | 補助対象経費                                                  |
|-------------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------|
| (1) 広報・PR・プロモーションに関する事業 | 市の広報・PR・プロモーションに資する事業の実施(シティセールス事業) | 印刷物等の作成及び配布に要する経費                                       |
|                         |                                     | ホームページ等デジタルコンテンツの運営に要する経費                               |
|                         |                                     | 他団体が市内又は市外で開催するイベントに、ビューローが参加して実施する、市のPRに要する経費          |
|                         | 市をPRする商品の開発(物産事業)                   | ご当地商品の開発に要する経費                                          |
| (2) 観光案内に関する事業          | 来訪者等への情報提供や利便性を向上させる事業(利便性向上事業)     | 市内外の者やメディア等の観光に関する問合せ対応及びこれらに対する情報提供等、来訪者等の利便性の向上に要する経費 |
|                         |                                     | 観光ボランティアガイドの育成及び活動に要する経費                                |
| (3) 交流・誘客促進に関するイベント開催事業 | 他団体が開催する市内への誘客イベントへの支援(誘客促進事業)      | 他団体が市内で開催する市のPRを効果的に達成できる交流・誘客促進イベントへの支援に要する経費          |
|                         | ブライダル都市の推進のための誘客イベントの実施(結びのまち推進事業)  | ブライダル都市の推進のため、市内でビューローが実施する交流・誘客イベントに要する経費              |
| (4) 広域観光に関する事業          | 県や他市町の観光振興団体等と連携する事業                | 県や他市町の観光振興団体等との協議及び連携に要する経費                             |
| (5) 前各号に掲げる事業の実施に係る事務   | 上記の事業を円滑に実施するために必要な事務               | この表の内容の欄に掲げる事業等の円滑な事務遂行に要する経費                           |